



改正社会福祉法における法人経営への影響

平成27年2月に厚生労働省社会保障審議会が示した「社会福祉法人制度改革について」に基づき、同年4月に社会福祉法の一部改正案が国会に提出されました。今国会での成立は見送りになったものの、年度内成立の方向で審議されています。今回の法律の改正・施行によって◆経営組織のガバナンス強化、◆事業運営の透明性の向上、◆財務規律の強化—など、大きな改革を求められることとなります。特に一定規模以上の法人への会計監査人の設置義務や、評議員会の設置義務等、組織運営への影響は大きいものと考えられます。本セミナーでは、社会福祉制度改革の概要と法改正について解説致します。

是非ご参加下さいますようお願い申し上げます。

日時

平成27年11月10日（火） 13:30～15:30（受付13:00～）

会場

税理士法人 諸井会計内

内容

改正社会福祉法への対応
～社会福祉制度改革の概要及び
改正法案の解説及び対策～

【講師】

税理士法人 諸井会計

MMPG 認定医療福祉介護マスター

八田 由利子

参加料

一法人様 2,000円（消費税込み）

※ 諸井会計のクライアント様におかれましては、参加費無料です。

※ 参加費につきましては、お申込みと同時に下記の指定口座にお振込み下さい。
恐れ入りますが、お振込み手数料はご負担ください。

お振込み先：佐賀銀行 水ヶ江支店（普）1125178 （名義）税理士法人 諸井会計

お問合せ

税理士法人 諸井会計 担当 秀島
〒840-0015 佐賀県佐賀市木原二丁目6番5号
TEL (0952) 23-5106 FAX (0952) 22-2888



(セミナー) 「改正社会福祉法における組織への影響」

参加申込書

法人名		申込担当者	
所在地		参加者氏名 (一法人何名様 でもご参加い ただけます)	
TEL			
FAX			

申込み期限：平成27年10月30日(金)

※お申し込み頂いたお客様には、後日、受講票をFAXさせていただきます。

セミナー前日までに受講票が届かない場合は、お手数ですが、問い合わせ先までご連絡下さい。

※貴社の情報は、ホームページより検索を行い、当社のサービス情報案内のために活用しております。

また、お申し込み頂いた個人情報は研修会の円滑な開催及び当社からの情報提供のみに利用させていただきます。

※お申込みは、FAXにてお願い致します。Fax (0952) 22-2888 担当：秀島